Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-03

清末広東、地域エリートの人的関係 : 広東地方自治研究社順徳県出身社員を例に

宮内, 肇

(Citation)
海港都市研究,2:91-102

(Issue Date)
2007-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/80030020

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/80030020

清末広東、地域エリートの人的関係

―広東地方自治研究社順徳県出身社員を例に―

宮内　肇
(MIYAUCHI Hajime)

はじめに

中国史上初の地方議会である諮議局が開局する2年前の1907年11月、広州に広東地方自治研究社（以下「研究社」と略記）が設立された。研究社は社員を諮議局に送り込むことを目的にして、地方自治の宣伝及び啓蒙活動を展開した「法政団体」である。実際に研究社社員の33名（広東諮議局の議席数は94議席）が広東諮議局議員に当選し、また広東光復後の民国省議会議員にも6名の社員が当選している。研究社社員はこうした「研究社→諮議局議員→省議会議員」というプロセスの中で「地域エリート」として活躍した。

賀躍夫氏は研究社社員の「重要人物・指導者」を広東における預備立憲政策の担い手としてとらえ、研究社設立から広東光復までを動態的に考察している [賀躍夫 1986・1987・1997・1998]。また、邱捷氏は民国広東軍政府が「暴力的、高圧的」な郷村統治、特に清郷政策をとったために、人民の不満を招き、結果として「地域エリート」に郷村統治を依存せざるを得なかったとする [邱捷 1992、2001、2003]。

光緒末期の「地域エリート」の人的関係に関して、田中比呂志氏は江蘇諮議局開局への流れの中で設立された「法政団体」とそこへ参加した「地域エリート」を取り上げ、如何なる契機により彼等が諮議局に参画したのか、彼等の人的関係とはどういったものだったのかを論じた。田中氏は「地域エリート」を「科挙によって得た資格並びに教育歴」、「同じ学校へ留学したという「学縁」」、「国家権力に代わって公的な責務を社会に対して果たしてきた」及び「辛亥革命前には「指導者集団」としての政治勢力を形成」の4点をあげて概念規定している [田中 1995]。そして地域エリートが「法政団体」へ参加した理由について、「地域エリート」が地方公益を維持するために「私徳」を十分に発揮することで、実現できると考えていたと論じ [田中 2004]、また自分たちの地域社会発展の可能性を自治に託したからこそ、地方自治に参入し、また地域社会からも、その期待をされていたとする [田中 2001]。田中氏の一連の研究は清朝政府が西洋の政治思想や政治システムを受容する中にあって、地域エリートが清朝政府の政策に準拠しながらも地方発展に大きな役割を果たしたことを動態的、連続的に捉えた。

一方で、田中氏は江蘇諮議局議員選挙の得票上位者に「法政団体」加入者でないものがいることを取り上げ、彼等を「その個人の所属する一族の地域における威信、経済力、あるいは人望などが複雑に絡み合っている」[田中 2004] として、「法政団体」加入者（「地域エリート」）と区別しているが、「法政団体」加入者や諮議局議員を宗族や伝統的な郷紳からは考察していない。諮議局は一つの都市、狭隘なエリアにおける議会ではなく、一省全域を対象にしたものであることから、諮議局開局へ向けて各地で設立された団体への参加者の背後には立憲などの近代的政治思想によるものもさることながら、地元利益の代表者としての自己意識もまた強かったと考えられないだろうか。しかしこれまで光緒新政期の団体参加者を出身県、出自から考察する研究は管見の限り見当たらない。

研究社社員は確認できる限りにおいて広東省全域から 389 名が入社しているが、これまで賀躍夫氏が扱った人物は社員のごく一部を取り上げているにすぎず、彼らを除いても研究社には尚 300 名以上の社員がいた。そこで本稿では 389 名の社員を、①研究社の設立に携わり研究社の役職に就いたグループ、②法政大学清国留学生法政速成科に留学し研究社内で研究社の機関紙『広東地方自治研究録』（以下、『研究録』と略記）の執筆・編集を担当したグループ[1]、③その他の一般社員、の 3 つに分類し、③グループ、すなわち 300 名以上の社員に眼を向け、彼らが如何なる契機で研究社に入社したのか、また研究社社員と如何なる人的関係を有していたのかを明らかにしたい。具体的には広東省順徳県大良出身の社員を取り上げ、彼らの出自、宗族から考察する。また①は賀躍夫氏が先行研究で扱った社員グループであるが、彼等の人的関係を明らかにして、その上で③グループとの関係をも併せて考察したい。

1　研究社の指導者グループ

研究社の設立と共に、梁慶桂が正社長に、張樹枏・許秉璋・易学清・楊晟・盧乃潼等が副社長に就任し、研究社内の人事が決定していくが、彼等は研究社設立に携わった人物であり、研究社社内でリーダー的存在になっていく。彼等が立憲派の立場にあることは先行研究がすでに明らかにしているが [賀 1987]、そもそも彼等の関係が如何なる契機により形成されたのかを粤漢鉄路敷設権の回収運動から見ていく。

1900（光緒二十六）年 7 月 13 日、清朝政府は鉄路大臣盛宣懐の上奏を受けて、アメリカンチャイナデベロップメントカンパニー（華美合興公司）に 4000 万ドルで敷設権を

1　研究社の成立過程とその活動、研究社の主張した地方自治論及び、その形成過程と『研究録』の執筆･編集を担当した法政大学への留学生に関する考察は、[宮内 2004][宮内 2005] を参照。

譲渡する。その後、同社は石圍塘（広州郊外、現芳村）・佛山間（複線）と佛山・三水間（単線）の合計約 160km を敷設する。しかし、1904 年、同社は清朝政府の同意無しに株券を転売することを禁じていた規約に違反して、非公式に株券の 3 分の 2 をベルギーのシンジケートへ売却する。これに対し、両広総督張子洞・盛宣懐は敷設権の回収運動を展開するが、その背景には、梁慶桂・呉道鎔・黎国廉等の広東紳士の影響が大きかった [劉 2002][賀 1996]。翌年 8 月、清朝政府は敷設権を 675 万ドルとその利息で回収することに成功したものの、広東では新たな問題に直面した。すなわち回収した敷設権を官弁にするのか、商弁にするのかという問題である。1906 年 1 月の段階で広東当局は敷設費用を官費・公費として、つまり、鉄道建設を官弁事業として、その費用は三成按糧捐款・船捐・砲台建設経費等を充て、またこのことを鉄路総局員に伝達し、省内紳商の了承を得よとの命令を下した [CM:1906.1.13 擬派認鉄路款項][CM: 1906.1.13 加収糧銀□弁鉄路][CM: 1906.1.15 為鉄路費仍欲籌船捐]。これにともない、同月 12 日、広州広済医院において、官・紳・商の会合が持たれた。官側は王秉恩等十数名、紳商側は梁慶桂・黎国廉を代表に 6、70 名が参加し、紳商側は増税に反対、商弁による鉄道敷設を主張した。『華字日報』は会議の様子を以下のように伝えている。

「討論したところ、官側は鉄路経費を人民より徴収するのは、これを人民のために用いるものであるとする。商（紳商）側は人民より強制徴収するよりは、人民がすすんで納税するほうがよい。ましてや人民が官を信頼しないぐらいなら、（官は）人民が自ら鉄路を敷設することを認めて、官がそれを保護するほうがよいとする。先日十六（1 月 10）日に紳商はすでに課税について会議をして、各商行は（課税の案に）署名しないことを決めており、この会議でもその結論を堅持して、捐輸することに反対している。[CM: 1906.1.15 会議鉄路籌款之紛擾]」

同日深夜、両広総督岑春煊はこの会合の経緯に憤慨し、紳商代表であった梁慶桂・黎国廉の逮捕命令を出す。これにより、黎国廉は自宅で逮捕されるが、梁慶桂は香港へ避難し、難を免れた。一方、広東紳士は直ちに広州府学明倫堂で、また翌 16 日には晏公街の広東総商会で会合を持ち、黎国廉の釈放運動を展開する [GR:1906.1.16 黎紳被逮之詳情][CM: 1906.1.16 黎李両紳被拘]。

また、16 日には北京でも広東京官が黎国廉の釈放に奔走する。胡彤恩（軍機章京）は 16 日に許応騤（在粤、元閩浙総督）より事件の電報を受け取り、即日、自ら陳香輪・張漢三（御史）へ相談に行く。その後、陳・張両氏は翌日（17 日）に唐紹儀（郵電部左侍郎）宅へ伺い、黎国廉の釈放を代奏するように願い出ている [CM: 1906.2.3 京官会議上公摺詳記]。また、両広総督を経験したことがあり、黎国廉が広東において必要な人材であると認識していたであろう両江総督周馥・湖広総督張子洞からも広東当局へ黎国廉の釈放を

訴える電報が送られた [CM: 1906.2.2 黎紳□釈放消息]。

2 月 5 日、在粤紳商は広済医院で会合を持ち、粤漢鉄路敷設費用 2000 万元を広東各商董が負担（株券を発行）するとの方針を決定し、黎国廉の釈放と共に広東当局へ打診する [CM: 1906.2.5 粤商鉄路提議四款]。この結果、14 日岑春煊は黎国廉を釈放、紳商が提出した鉄路建設費用案にも同意する [黄・梁 2003:58]。

粤漢鉄路敷設権回収運動の中心人物であった梁慶桂・黎国廉・呉道鎔と逮捕された黎国廉を釈放しようと活動した唐紹儀（名誉社長）・許応騤（副社長、許応騤は高齢の為か、その長子許秉璋が副社長に就任）・胡彤恩（名誉社長）がそれぞれ研究社の役職に就任している。

II　研究社の一般社員グループ――広東省順徳県大良龍氏を中心に

順徳県は省都広州の南方約 35km、珠江三角洲のほぼ中心に位置する。東は番禺県、西は新会県、南は香山県、北は南海県にそれぞれ接しており、県北部から北江水系の譚洲水道・順徳水道・西江水系の桂容水道など河川が縦横無尽に走り、北部・東南部・南部の幾つかの小さな山以外は、平坦な地形で、典型的な「桑基魚塘」のデルタ地帯である。

歴史上初めて「順徳」県が設置されたのは 1452（景泰三）年で、それ以後現在まで行政区域に大きな変化はない。現在の行政単位は佛山市順徳区である [蘇 1991:9-16]。

順徳県内は 1884（光緒十）年に「区」制が導入される。これは当時、清仏戦争による治安維持を目的に順徳県が 10 組からなる団防を設立したことにはじまる。清仏戦争後、団防は撤廃されたがこの 10 区制はそのまま残り、清末の光緒新政による地方自治政策においても、この 10 区制が行政区域として利用された。この第 1 区の中心地が大良であり、順徳県の県城でもあった [順徳県志巻 1 輿地略 :1A]。

さて、本稿で取り上げる龍氏は清末期この順徳県大良に居住していたが、これは始祖雲従が宋代に江西省隆興府から広東省東莞県へ移住し 6 世祖が東莞県から順徳県大良に移り住んだことに始まる。清代に入り 13 世宣和が碧鑑房[2]初の挙人、下って 21 世応時が碧鑑房初の進士となり、それに伴い龍氏はかなりの沙田を所有するようになり順徳龍氏の繁栄が始まる [西川 1981]（図 1 参照）。

2　7 世嗣広を祖とする房。ここで取り上げる龍氏は全員がこの碧鑑房に属す。

図1「順徳龍氏家系図」

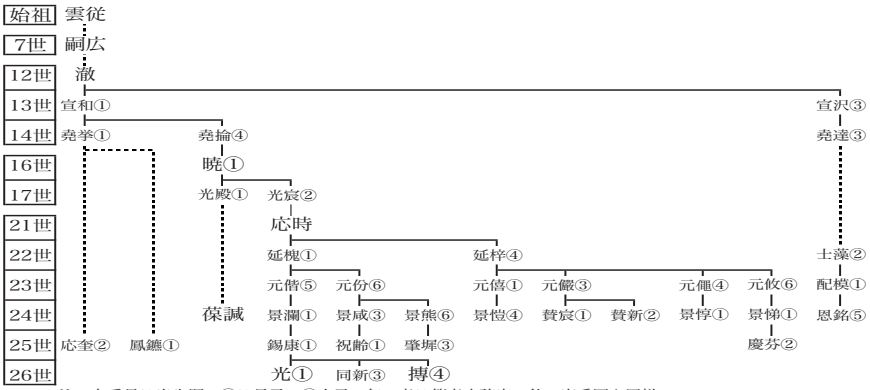

注：丸番号は出生順。①は長子、②次子、無い者は筆者未確定。他の家系図も同様。
参考史料・文献：[龍氏族譜巻17]、[西川1988:294-295]

1854（咸豊四）年 7 月、天地会陳吉が順徳県を占領する。ところが翌年 2 月には陳吉は穀倉五万四千余石を船に積みこみ大良城をはなれ、4 月には清軍が県城を奪還する。両広総督葉名琛、広東巡撫柏貴はこの事件を教訓に、23 世元僖[3]に順徳団練総局（以下「総局」と略記）の開設を要望する。元僖はこの要望に応え「総局」を設立し、「総局」が撤廃される 1871（同治十）年まで督辦の任に就いた。「総局」の活動は全県の団練管理を目的としていたが、その他に順徳出身の京官への「炭金」支給・科挙及第者への「花紅金」・「書金」・各書院、学堂経費の負担・捐輸・地方公事（防台経費・義倉設置・河川管理）や訴訟事件の調査など県行政の一部を代行し、官権力を補完する働きをしていた [西川 1988:345-348]。

23 世元僖以降、光緒期を通じて順徳龍氏による福祉的活動は継続される。1887（光緒十三）年、賛宸[4]が羅榘と共に大良城南路の湛公祠に同志善社を設立する [順徳県志巻 2 建置 :7A]。1890（光緒十六）年、光[5]・肇墀[6]が、捐輸を各所に勧め、銀千三百余金を集

3　字仰為。号蘭簃。順徳県学廩生。1832（道光十二）年挙人。1835（道光十五）年進士、翰林院庶吉士。侍講学士、侍読学士、国子監祭酒、太常寺卿、国史館協修、実録館総纂等。1843（道光二十三）年貴州郷試正考官。1844（道光二十四）年恩科山西郷試正考官、山西学政。1852（咸豊二）年恩科会試同考館、恩科教習庶吉士、恩科武会試副総裁。欽差督辦広東団練大臣。[龍氏族譜巻 15:49B-50A]

4　原名景懽。号笙陔。広州学府附生。24 世。1864（同治三）年挙人。[龍氏族譜巻 15:68A]

5　原名汝誠。字保虔。別字葵湖。晩号莘野逸民。順徳県学附貢生。州判候選、光禄寺典簿候選。26 世。[龍氏族譜巻 14:76B]

6　原名錫渾。字乃浯。別字李許。監生。1893（光緒十九）年、順天郷試での謄録が認められ、国史館謄録に。1900（光緒二十六）年、1901・1902 年の順天郷試で副貢。後に教諭。候

金し城南莘村坊金榜山麓に外郷人を治療する為の施設、来蘇院を創建する。1895（光緒二十一）年には光が順徳出身の香港商人呉幹卿・劉蔭泉・顧耀棠等とともに懐遠義荘を創建する。それまで海外で死亡した順徳出身者の遺骨は順徳出身の香港商人が香港東華医院に安置していた。遺族は葬式を出したくても出せず、そこで、内地に義荘を建設し遺体を郷土に帰そうと、香港で寄付金を募り、それを元手に光、香港商人等にその事業を委託し、光は懐遠義荘を創建した。海外から運び込まれた棺は香港順徳総商会により順徳まで転送され、義荘内に安置される。もし遺族がいない場合は小塘義塚に代葬し碑記を建てた [順徳県志巻 2 建置 :9B]。

1900（光緒二十六）年には葆誠・羅榘・肇墀等が出資して保嬰堂を大良城南門外筆街に開設 [順徳県志巻 23 前事 :17A]、1903（光緒二十九）年には城内の盗賊対策を理由に順徳団練総局が復活し肇墀が会弁に選出される[7]。1906（光緒二十九）年、城内の鳳山書院が順徳高等小学堂に改編されると、初代校長に景愷[8]が就任する [順徳県志巻 2 建設 :27A]。

1907 年（光緒三十）年 11 月に研究社が設立されると、順徳龍氏からは恩銘[9]・摶[10]・光・肇墀・祝齢[11]・賛宸・景愷・同新[12]・鳳鑣[13]・応奎[14] の 10 名が入社をする。籍貫が順徳県である研究社社員は 75 名を数えるが、そのうち龍氏の参加者は最多である。

研究社の設立以後、順徳県では龍氏を含めた地域エリートの活動がこれまでの県行政の補完的活動からその方向性に多少の変化が見られるようになる。それは少なからず「自治」

選中書科中書。通判福建候選。同知補欠。25 世。[龍氏族譜巻 14:62A-B]

7 [順徳県志巻 2 建設 :6A-B]、復活した順徳団練総局には東関局、南関局、城里局、北関局と四つの下部組織が設置されたが、その内、東関局局紳に龍国卿（宗族関係不明）、南関局局紳に景愷が選出されている [黄 1981]。

8 字賛升。別字舜臣。順徳県学廩生。1873（同治十二）年挙人、内閣中書。24 世。[龍氏族譜巻 15:67B]

9 原名怡坪。字成楽。別字商盤。順徳県学附生。1979（光緒五）年挙人。開建県学訓導、海康県訓導、崖州学正を歴任。広東諮議局議員、広東第一届省議会議員。24 世。[龍氏族譜巻 17:26B-27A]

10 原名汝詢。字保全。別字典五。監生。広東自治法政卒業。江蘇布政使司候補。民国後、広東省長公署審議官。26 世。[龍氏族譜巻 14:78A-B]

11 原名錫沺。字廼澣。号佩荃。監生。副貢。25 世。[龍氏族譜巻 14:60B]

12 原名汝詵。字保京。別字叔悦。順徳県学優廩生。貢生。国史館謄録。民国後、順徳県稽征員、順徳県文廟奉祈官、順徳県教育会会長。26 世。[龍氏族譜巻 14:78A]

13 字作揚。号伯鸞。監生。安徽候補同知。25 世。[龍氏族譜巻 9:42B]

14 字璧侯。別字肖璧。順徳県附生。1897（光緒二十三）年挙人。知県候補。25 世。[龍氏族譜巻 8:98B]

を意識したものであった。

研究社が設立されてすぐ、1907（光緒三十二）年 11 月 29 日に順徳の地域エリートが大良の青雲文社で会合を持ち順徳鉄路会を結成する [CM: 1907.12.4 順徳紳界集議県薦鉄路辞述]。1909（宣統元）年 4 月 27 日には順城自治研究社が設立される。主席に景愷、宣布に摶が就任し開幕式が行われる。開幕式典には約 500 名が参加し、順徳県当局からは厲式金知県が、研究社から梁慶桂（正社長）・李雲鵬（肇慶代表）・羅乃馨・劉曜垣が参列、スピーチを行った [CM:1909.4.30 順城自治研究社開幕]。6 月 18 日には順城自治研究社の役員人事の会議が行われ、正社長に鄧華熙、副社長に景愷など他 9 名が選出された [CM: 1909.6.18 順徳地方自治研究社議挙員]。

1909 年 10 月 14 日の広東諮議局開局に際し、各地で諮議局議員選挙が行われ、順徳県からは恩銘（他 3 名）が選出された。また、彼は 1912 年に省議会議員にも選出されている [CM: 1912.12.30 順徳省議員初選挙当選人名録]。

以上のように、順徳龍氏は 21 世応時の進士及第とそれにともなう沙田獲得が龍氏の順徳における影響力の基盤となり、23 世元僖の順徳団練総局開局、その後の県内における慈善活動、県行政の補完を通じてその影響力は維持され、順徳におけるリーダー的存在であった。では順徳龍氏と研究社社員はどう結びついていたのだろうか。

III　順徳龍氏と他の地域エリートとの関係

まず、順徳県内の龍氏とその他の地域エリートとの関係について、上記した 1907 年 11 月 29 日設立の順徳鉄路会、1909 年 4 月 27 日設立の順城自治研究社のメンバーを比較してみる。

龍景愷（順徳大良出身・研究社社員・鉄路会臨時主席・順城自治研究社副社長）
鄧華熙（順徳龍山出身・研究社名誉社長・鉄路会会員・順城自治研究社正社長）
黄葆熙（順徳甘竹出身・研究社社員・鉄路会会員・順城自治研究社副社長・諮議局議員）
黎国廉（順徳昌教出身・研究社社員・鉄路会会員・研究社設立メンバー）、
龍賛宸（順徳大良出身・研究社社員・鉄路会会員）
黄祖詒（順徳甘竹出身・研究社社員・順城自治研究社副社長）
周朝槐（順徳大洲出身・研究社社員・順城自治研究社副社長）
盧乃潼（順徳大晩出身・研究社副社長、総編輯員・順城自治研究社副社長）

これらの人物から彼等が研究社社員であり、それに加え、順徳鉄路会、順城自治研究社に複合的に参加、何らかの人的関係を有していたであろうことが看取できる。このうち、黎国廉は既述したように研究社設立メンバーの一人であるが、彼は 1908（光緒三十四）

年 11 月 26 日に自らの故郷である順徳昌教（順徳県第 8 区）で錦鯉沙各郷自治研究所を設立し、会長に就任している [CM: 1908.11.16 錦鯉沙各郷自治研究所成立]。この自治研究所は翌年の 7 月 1 日に順徳第八区自治研究社として正式に活動を開始し、研究社へ団体入社もしている。その開会式には研究社、順城自治研究社の代表が参列したことからも [CM: 1909.8.18 順徳錦里自治団体開幕]、順徳県内各地において設立された「法政団体」が相互に関係を持っていたことを伺うことができよう。

次に順徳龍氏が省内他県の研究社社員と如何なる人的関係を有していたのか、龍氏の婚姻関係から見ていく。

元僖は四男一女の子供に恵まれたがその長女は番禺県の梁肇煌に嫁いでいる [龍氏族譜巻 15:50A]。肇煌は嘉慶初期に西洋船交易の担い手であった広東十三行の中でも、当時最大の取引量を誇った天宝行（梁経国）の孫に当たる[15]。経国は 1808（嘉慶十三）年に清朝の批准を得て、天宝行を創業したが、その子孫には科挙試験のための教育が施され、肇煌とその父同新は共に進士及第を果たした。特に肇煌は翰林院散館編修（1856〔咸豊三〕年）、起居注官、国史館纂修（1863〔同治二〕年）、侍読学士（1867〔同治六〕年）等を歴任している。また、1873（同治十二）年から 1879（光緒五）年までは母凌氏の服喪のために帰郷しているが、その間には広州の越華書院で講席の任に就き、多くの人材を育成、排出している [黄・梁 2003:39-49]（図 2 参照）。

肇煌の次子が前述した慶桂である。肇煌の子の中で出世頭であった慶桂は 1876（光緒二）年に進士及第、その後内閣中書、侍読に任官される。1886（光緒十二）年、父肇煌の他界により帰郷するが、その間に広州で梁鼎芬・康有為と交わり、1895（光緒二十一）年には公車上書に参加、その後、強学会・保国会にも参加している。1900（光緒二十六）年の義和団事件による西太后の西安遷都の際には彼は広東進士（黎国廉・陳昭常・譚学衡・馬慶栄）等と共に西太后に文物を貢献し、その後、1901（光緒二十七）年に広東へ帰郷している。帰郷後に粤漢鉄路問題に死力を尽くし、1907 年に研究社正社長に就任するなど広東地域社会の中心的存在であり、また広東と北京をつなぐ存在でもあった [梁嘉彬 1979:1-12]。慶桂は張鳳華の長女浣釵を娶っている。鳳華は父殿銓（字衡中、号鑑湖。）より広東十三行の一つ隆記茶行を引き継ぎ、商業活動に従事する一方、その財産を用い 1882（光緒八）年から番禺県各所に「園」（例

図2「番禺梁氏家系図」

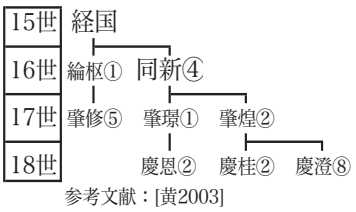

参考文献：[黄2003]

15　経国の四子同新（原名綸機。字応辰。号矩亭）の次子

えば、同徳園：河南龍導尾郷、務本園：鳳凰岡麓等。）を建設するなど、所謂「紳商」として広東地域エリートの一員であったといえよう。また、その十子錫麟[16]・十一子識麟[17]は研究社社員であった（図３参照）。そして興味深いことはこの張氏と順徳龍氏との関係である。鳳華の末女浣翠は龍慶芬へ、鳳華の姉に当たる瓊枝・瓊荔もそれぞれ、順徳龍氏の景惇・賛新[18]に嫁いでいる（図４参照）。

図3「番禺張氏家系図」

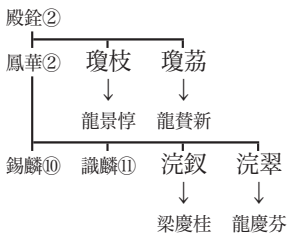

注：↓は嫁ぎ先
参考史料：[張氏族譜]

順徳龍氏、番禺梁氏、番禺張氏がそれぞれ婚姻関係を結び、またそれぞれの宗族から研究社社員を輩出しているという事実は、研究社が宗族関係を以って関係付けることができるひとつの可能性を示していよう。すなわち、順徳龍氏は清末期、順徳大良においてそれまでの慈善活動や県行政の補完などの経験、実績から中心的な存在にあった。その上で順徳龍氏は、県内において順徳鉄路会、順城自治研究社の設立及び活動を通じて、また省都広州とは研究社への参加によりそれぞれ人的関係を構築していった。そして、このような関係構築の背景には順徳龍氏の宗族結合と他宗族との婚姻関係が存在していた。

図4「順徳龍氏との婚姻関係」

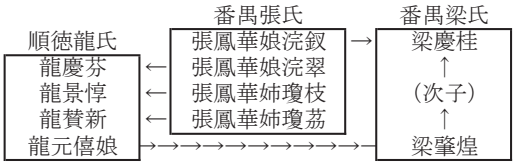

むすびにかえて

龍氏は少なくとも 18 世紀中葉以降、順徳大良において郷紳としての地位を確立し、様々な慈善活動及び県行政の一端を担う中で、研究社へ入社していった。こうした地方の有力宗族が研究社の一般社員を構成していたことが伺える。

黎国廉（順徳黎氏は国廉以外にも、あと２名が研究社に入社しているが、史料不足か

16　1868（同治七）年～ 1933 年時点で存命。字盛瑛、務洪。号榘園。1898 年挙人。吉林行省公署秘書官、阿城県税局局長。[張氏族譜 :38B-43A]

17　1870（同治九）年～ 1917（民国六）年。原名汝羹、字盛琛、号爵吾。広州で琛盛隆顧繡号を経営。[張氏族譜 :47B-48A]

18　原名景悦。号習之。監生。1867（同治六）年挙人。江蘇候補知県。直隷州知州。[龍氏族譜巻 15:68B-69A]

ら彼等の宗族関係は不明）の行動からも研究社と地域エリートの関係は明らかであろう。広州で研究社設立に参加した彼は、1909 年 7 月に自らの郷里である順徳昌教で順徳第八区自治研究社を立ち上げる。この順徳第八区自治研究社は後に広州の研究社へ団体入社している [研究録 8:57]。

広州で設立された研究社に順徳出身の地域エリートが入社し、その後、彼等が自らの郷里でも同様の研究社を設立するという構図は広州の研究社が広州から広東各地へ、その影響力を拡大させていったことを表していよう。

研究社の指導者グループは粤漢鉄路敷設権の回収運動を通じて形成されてきたが、順徳大良において龍景愷が順城自治研究社を設立する 2 年前の 1907（光緒三十二）年に順徳鉄路会を設立したことは興味深い出来事である。順徳鉄路会の「鉄路」とは広州と澳門を結ぶ鉄道「広澳鉄路」を指す。当時、広澳鉄路が敷設されれば、順徳県の南北を鉄道が縦断することになっていた。また、広澳鉄路は 1904（光緒三十）年 11 月 11 日に鉄路大臣盛宣懐がポルトガル公使カステロ・ブランコ（Castelo Branco）と「広澳鉄路合同三十一款」[光緒東華録 : 光緒三十年甲辰乙未] を締結し、共同敷設する予定であった鉄道だが、粤漢鉄路敷設権の回収運動の際に、広澳鉄路の敷設権も自弁にしようとする動きがあった。1907 年 3 月に設立された粤漢鉄路公司の「公司章程」（章程作成の議論は同年 7 月 12 日から）には広澳鉄路の契約を廃棄し、自ら株式を募集して鉄道建設を行うとの目標が掲げられている [CM: 1907.7.23 続録公司初一日議案]。

順徳鉄路会はそうした時期に設立された。順徳鉄路会が設立された時（1907 年 11 月 29 日）、すでに「広澳鉄路合同三十一款」は廃棄されており、順徳鉄路会の設立の目的は県内の鉄路敷設の自弁にあった。開会式で黎国廉は「断じて敷設権を郷人以外に渡してはならない。もし鉄路敷設の主権を失えば、将来自分たちの土地が郷外の者に買われ、彼等がところかまわず鉄路を敷設するであろう。」と述べている [CM: 1907.12.4 順徳紳界集議県薦鉄路辞述]。鉄道建設のために自分たちの郷里が他者によって荒らされ、買収されるという危機感が順徳鉄路会の設立の背景にある。鉄路敷設は広東人の手によって行うべきだという粤漢鉄路敷設権の回収運動の影響は大きかったのであろう。

研究社は『研究録』を発行し地方自治論を啓蒙していった。しかし、研究社一般社員の研究社入社の動機は、研究社の啓蒙活動によって、その地方自治の理念に賛同したこともあろうが、それよりも鉄道敷設など変動する社会の中で自らの郷村統治の維持という現実的な問題に対処する方法としての側面が大きかったのではないだろうか。

参考文献

日本語

田中比呂志 1995「清末民初における地方政治構造とその変化」『史学雑誌』104(3).

田中比呂志 2001「清末地方自治と地方エリート」『東京学芸大学紀要（第3部門）社会科学』52.

田中比呂志 2004「清末の江蘇省における地方自治制度の再編と地域エリート」『東京学芸大学紀要（第3部門）社会科学』55.

西川喜久子 1981「清代珠江下流の沙田について」『東洋学報』63(1-2).

西川喜久子 1988「順徳団練総局の成立」『東洋文化研究所紀要』105.

宮内肇 2004「『広東地方自治研究録』解題」『孫文研究』36.

宮内肇 2005「広東地方自治研究社と清末広東地方自治」『現代中国研究』16.

中国語

賀躍夫 1986「広東士紳在清末憲政中的政治動向」『近代史研究』1986(2).

賀躍夫 1987「清末広東地方自治研究社初探」『中山大学学報』1987(3).

賀躍夫 1996「立憲活動與保路風潮」楊萬秀・鐘卓安主編『広州簡史』広東人民出版社 .

賀躍夫 1997「清末広東士紳與辛亥革命」『辛亥革命叢刊』9.

賀躍夫 1998「晩紳広州社団及其近代変遷」『近代史研究』1998(2).

劉聖宜 2002「梁慶桂與晩清広東維持運動」『嶺南歴史名人研究』中山大学出版社 .

黄啓臣・梁承鄴 2003『梁経国天宝行史跡』広東高等教育出版社 .

黄亮伯他 1981「辛亥順徳民軍起義見聞匯述」『広東辛亥革命史料』広東人民出版社 .

梁嘉彬 1979「梁慶桂伝」『式洪室詩文遺稿』近代中国史料叢刊続編第 68 輯、文海出版社 .

邱捷 1992「1912-1913 広東的社会治安問題與広東軍政府的清郷」『近代史研究』1992 (3)

邱捷 2001「清末民初地方政治與社会控制」『中山大学学報（社会科学版）』2001（6）

邱捷 2003「民国初年広東郷村的基層権力機構」『史学月刊』2003（5）

参考史料

周之貞・馮葆熙修、周朝槐纂 1929『民国順徳県志』(『中国地方志集成』広東府県志輯 31 巻）. 本文中は [順徳県志] と表記

龍景愷・龍光纂修 1922『龍氏族譜』巻 15、敦厚堂刻本 . 本文中は [龍氏族譜] と表記

張錫麟 1933『張氏克慎堂家譜』. 本文中は [張氏族譜] と表記

広東地方自治研究社 1909『広東地方自治研究録』8. 本文中は [研究録] と表記

朱壽朋『光緒東華録』中華所局版 1958. 本文中は [光緒東華録] と表記

香港華字日報有限公司『華字日報』. 本文中は [CM] と表記
広東日報社『広東日報』. 本稿中は [GR] と表記

（神戸大学大学院文化学研究科　東洋史学専攻）